

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

環境省自然環境局外来生物対策室

ヒアリは、昨年6月に国内で初めて確認されて以降、現在までに12都府県で26事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。26事例のうち、現段階では国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。わが国へのヒアリの侵入を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港又は経由するコンテナについて、安全面を考慮した上、可能な範囲で下記の対策にご協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

- 空コンテナ受け取り時の確認
- コンテナの積み込み前の確認
- 積荷の確認

2. コンテナヤード等における確認

- 荷揚げされたコンテナの確認

3. コンテナ開封時等における確認

- 開封・積荷搬出時のコンテナの確認
- 積荷搬出後の確認

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ等）と同様に考え、スプレー式殺虫剤で駆除します。ただし、疑わしいアリが多数いる場合などは、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されており、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません

※詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

ヒアリに関する情報：<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>

6. 連絡先

地方環境事務所連絡先：<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先：

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>